

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：34509

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01291

研究課題名(和文) アメリカの「文化戦争」における「信教の自由」をめぐる新たな問題状況に関する研究

研究課題名(英文) New Problems of Religious Freedom in American "Culture War"

研究代表者

福島 敏明 (Fukushima, Toshiaki)

神戸学院大学・法学部・教授

研究者番号：80461010

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近年のアメリカにおける信教の自由をめぐる新たな問題状況として、人工妊娠中絶の権利や同性婚の権利と信教の自由の対立に関わる問題領域に着目し、判例の動向を中心に分析を行った。その結果、これらの問題領域に共通する特徴として、(1)「文化戦争」における保守派の抵抗という側面と(2)社会経済立法に対するリバタリアンの攻撃という側面があることを明らかにした。そのうえで、以上の問題状況を背景に、近年では宗教に対する法適用免除をめぐるリベラル派と保守派の対立構図に一定の「変容」が見られることに着目し、宗教に対する法適用免除をめぐるリベラル派と保守派の立場の意義・特質等について検討を加えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、アメリカにおける信教の自由をめぐる最新の問題状況について、判例の動向を中心に分析を行うことによって、信教の自由に関する新たな比較法的知見を獲得することができた。その際、特にリベラル派と保守派の対立構図の「変容」という視点を踏まえた分析を行うことを通じて、アメリカにおけるリベラル派と保守派の立場の意義・特質等について一定の解明を図ることができた。

研究成果の概要(英文)：This research focused on the conflicts between religious freedom and right to abortion and same sex marriage as new problems of religious freedom in contemporary America and mainly analyzed judicial decisions in the cases concerning such conflicts. It found that these cases had two common features: (1) the conservative resistance in "culture war" and (2) the libertarian challenge to social and economic regulations. It also paid attention to the "transformation" of conflicts between liberal judges and conservative judges concerning religious accommodation and considered significance and nature of these two positions.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 アメリカ憲法 信教の自由 文化戦争

1. 研究開始当初の背景

近年、アメリカにおいては、人工妊娠中絶や同性愛・同性婚をめぐる「文化戦争」とも呼ばれる政治的・社会的対立を背景に、信教の自由に関して新たな問題状況が生じている。すなわち、保守的な信仰を有する企業経営者や事業主などの経済的主体が、自らの信教の自由に対する侵害を理由に、人工妊娠中絶の権利や同性愛者の権利の保護を目的とする法律の適用の違憲性・違法性を争うという問題状況である。例えば、2014年のHobby Lobby判決においては、オバマケアとして知られる「医療保険制度改革法」の下で従業員に提供する医療保険の適用範囲に女性の避妊方法の利用を含めることを義務付ける連邦の規則に対し、営利企業の経営者が自らのキリスト教信仰に反する避妊方法を含めることを命じるものであると主張し、その適用の違法性を争った。また、2018年のMasterpiece Cakeshop判決においては、自らのキリスト教信仰を理由に同性婚カップルのためのウェディング・ケーキの作製を拒否したケーキ職人の行為が州差別禁止法違反に問われたことに対し、ケーキ職人の側が自らの信教の自由を侵害するものであると主張し、その適用の違憲性を争った。いずれの事案においても、保守派が多数を占めるアメリカ連邦最高裁判所は、信教の自由を主張する経済的主体の側を支持する判決を下している。

こうした新たな問題状況の発生にも連動して、アメリカの判例や学説における信教の自由をめぐる議論においては、ある種の「変容」とも言うべき状況が生じていることが指摘されている。それは、一言でいえば、宗教に対する法適用免除をめぐるリベラル派と保守派の対立構図の「変容」と言える。すなわち、1990年代までの連邦最高裁の諸判決においては、むろん個々の事案や裁判官により違いは見られたものの、一般的な傾向としては、リベラル派の裁判官が免除の主張に肯定的な姿勢を示すのに対し、保守派の裁判官が否定的な姿勢を示すという構図が見られた。ところが、近年は、先述のHobby Lobby判決に典型的に見られるように、むしろ保守派の裁判官が免除の主張に積極的な姿勢を示すのに対し、リベラル派の裁判官が消極的な姿勢を示すという構図が見られる。そして、このような対立構図の「変容」の中で、経済的主体による信教の自由の主張を広く認めようとする保守派の議論に対抗するために、リベラル派の裁判官や研究者からは、経済的主体による信教の自由の主張の是非や市場と信教の自由との関係性などを根源的に問う議論が提示されるという状況が見られる。

2. 研究の目的

以上のように、近年のアメリカにおける信教の自由をめぐる新たな問題状況は、「信教の自由」という個別の人権領域だけでなく、経済的主体・市場と信教の自由との関係性を問うものでもあり、広く「人権総論」の領域にも難問を突き付けるものであると言える。こうした問題状況においてアメリカの憲法学はいかなる理論的応答を試みようとしているのか。この点を検証する作業は、「信教の自由」および「人権総論」の領域における新たな比較法的知見の獲得のみならず、戦後日本の憲法学が人権論の領域で大きな影響を受けてきたアメリカのリベラル派憲法学の内幕の解明という点からも、有益な作業であると考えられた。

そこで、本研究では、上記に示した近年のアメリカにおける「文化戦争」を背景とする信教の自由に関する新たな問題状況について、判例の動向および学説の議論を中心に、分析・検討を行うこととした。その際、宗教に対する法適用免除をめぐるリベラル派と保守派の対立構図の「変容」という視点を踏まえ、上記問題状況に関する憲法学上の論点を抽出し、リベラル派および保守派の立場の意義・特質等を明らかにすることで、「信教の自由」および「人権総論」の領域における新たな比較法的知見を獲得することを目的として本研究は計画された。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、研究代表者が単独で、資料の収集・分析を行うことを中心に進めた。具体的には、上記に示した近年のアメリカにおける信教の自由をめぐる新たな問題状況に関わる判例および学説の動向について、判決文・訴訟記録・判決文草稿等の一次資料および研究書・研究論文等の二次資料を中心に、収集・分析を行った。また、関連の学会・研究会に参加し研究報告や情報収集などを行うとともに、現在のアメリカにおける言論の自由に関する動向などについても検討する機会を持つことができた。以上の作業を行う過程で、ワシントンDCに所在する連邦議会図書館(Library of Congress)に出張し、判決文草稿等の資料の収集・分析を行った。

4. 研究成果

本研究では、まず、近年のアメリカにおける「文化戦争」を背景とする信教の自由に関する新たな問題状況として、次の2つの問題領域に着目して、判例の動向を中心に分析・検討を行った。1つ目の問題領域は、人工妊娠中絶の権利と信教の自由の対立に関わる領域である。その代表的な判決が前述の2014年のHobby Lobby判決であり、同判決で最高裁は、問題となった規則の適用を5対4で「信教の自由回復法(RFRA)」に違反すると判断した。本研究では、この問題領域における判例の動向について、Hobby Lobby判決を中心に、2014年のWeaton College判決

や 2016 年の Zubick 判決などの関連判例も踏まえて分析・検討を行った。2 つ目の問題領域は、同性愛者・同性婚の権利と信教の自由の対立に関わる領域である。その代表的な判決が前述の 2018 年の Masterpiece Cakeshop 判決であり、同判決で最高裁は、問題となった州差別禁止法の適用を 7 対 2 で合衆国憲法第 1 修正に違反すると判断した。本研究では、この問題領域における判例の動向について、Masterpiece Cakeshop 判決を中心に、2013 年の Elane Photography 判決や 2017 年の Arlene's Flowers 判決などの関連判例も踏まえて分析・検討を行った。

以上の分析・検討を踏まえて、本研究では、これら 2 つの問題領域に共通する特徴として、以下の 2 つの共通点が見られることを明らかにした。第 1 に、これらの問題領域にはいわゆる「文化戦争」における保守派の抵抗という側面があるという点である。すなわち、保守的なキリスト教信仰を持つ原告が人工妊娠中絶や同性婚カップルを保護する法や施策に対し信教の自由に基づき異議申立てを行うという側面である。その背景には、人工妊娠中絶や同性婚をめぐる文化戦争で保守派の側が一定の敗北を喫したという経過があると言える。したがって、ここでの信教の自由の主張は、従来は多数派として伝統的価値の維持を掲げて人工妊娠中絶や同性婚に反対していた側が、文化戦争における敗北を契機に、今度は少数派として信教の自由の自由を依拠して人工妊娠中絶や同性婚に抵抗しているものと捉えることができるとの理解に至った。第 2 に、これらの問題領域には社会経済立法に対するリバタリアンの攻撃という側面があるという点である。すなわち、Hobby Lobby 判決と Masterpiece Cakeshop 判決で問題となった法や施策はいずれも被用者や消費者を保護する性格を有し、いずれの事案の原告も企業経営者や事業主といった経済的主体である。つまり、これら二つの事案には経済的主体が被用者や消費者を保護する規制に対し信教の自由に基づき異議申立てを行うという側面があり、ここでは信教の自由が経済活動に対する規制緩和の道具として用いられていると言えるとの知見を得た。そして、現在のロバーツ・コートのもとでは、こうした特徴が言論の自由の領域でも見られることを確認した。

そのうえで、本研究では、以上の信教の自由をめぐる新たな問題状況を背景に、近年では、宗教に対する法適用免除をめぐるリベラル派と保守派の対立構図に一定の「変容」が見られることに着目した。すなわち、前述のとおり、1990 年代までの連邦最高裁の諸判決においては、いわゆる一般法適用免除法理を確立した 1963 年の Sherbert 判決の法廷意見の執筆者がリベラル派の代表格であるブレナン裁判官であったのに対し、一般法適用免除法理を放棄した 1990 年の Smith 判決の法廷意見の執筆者が保守派の代表格であるスカリーア裁判官であったという構図に見られるように、一般的な傾向としては、リベラル派の裁判官が免除の主張に肯定的な姿勢を示すのに対し、保守派の裁判官が否定的な姿勢を示すという構図が見られたが、近年では、先述の 2014 年の Hobby Lobby 判決において、問題となった規則の適用を違法とする法廷意見が 5 名の保守派の裁判官によって構成されたのに対し、4 名のリベラル派の裁判官が反対意見に回るといった構図に見られるように、むしろ保守派の裁判官が免除の主張に積極的な姿勢を示すのに対し、リベラル派の裁判官が消極的な姿勢を示すという構図が見られる。そこで、本研究では、こうした対立構図の「変容」とも言える状況を踏まえて、宗教に対する法適用免除をめぐるリベラル派と保守派の立場について、それぞれの立場の意義・特質等を明らかにすることを目的に、最高裁における動向を中心に分析・検討を加えた。

その結果、一方で、リベラル派の裁判官の立場については、次のような理解を得るに至った。すなわち、前述のとおり、リベラル派の裁判官は、2014 年の Hobby Lobby 判決において、宗教に対する法適用免除に反対する意見に回ったが、信仰上の理由から 1/2 インチの顎髭を生やすことを刑事施設被収容者に認めない州の方針の適用を全員一致で「宗教的土地使用及び被収容者法 (RLUIPA)」違反と判断した 2015 年の Holt 判決においては、宗教に対する法適用免除を認める法廷意見に同調しており、あらゆる場面で法適用免除に消極的な姿勢を示しているわけではない。この点、後者の Holt 判決において、ギンズバーグ裁判官は、前者の Hobby Lobby 判決で問題となった法適用免除と後者の Holt 判決で問題となった法適用免除の違いとして、第三者に対する害の発生の有無を指摘する意見を述べており、このことから、一部のリベラル派の裁判官の立場としては、当該免除を認めると第三者に対する害を生じさせることになるか否かが、宗教に対する法適用免除を認めるか否かの 1 つの決め手になっているものと理解することができる。また、学説においては、法適用免除に対するリベラル派の立場は従来から変わっておらず、個人や宗教団体を対象とする法適用免除には賛成するが、ビジネスを対象とする法適用免除には反対するという立場で一貫しているとの指摘がなされていることも確認することができた。

他方で、保守派の裁判官の立場については、次のような知見を得ることができた。すなわち、保守派の代表格であったスカリーア裁判官は、前述の 1990 年の Smith 判決においては、宗教に対する法適用免除を否定する法廷意見を執筆したが、2014 年の Hobby Lobby 判決においては、宗教に対する法適用免除を認める法廷意見に同調しており、両者の関係をどのように理解するかが問題となる。この点、前者の Smith 判決において、スカリーア裁判官は、その法廷意見を締め括るにあたり、宗教に対する免除は「憲法上要求される」ものではないが、「憲法上許容される」ものであると述べ、司法による義務的免除と立法による許容的免除を区別する考えを示していた。この区別を重視するならば、スカリーア裁判官が 2014 年の Hobby Lobby 判決において宗教に対する法適用免除に賛成する立場に同調したのも、それが「信教の自由回復法」という立法に基づく法適用免除であったからだと考えられる。このようにスカリーア裁判官の立場は、司法による法適用免除は否定するが、立法による法適用免除は容認するものであったと解することもでき、実際、学説ではこのような立場が保守派の論者の間で一定の支持を得ている

ことも確認することができた。しかし、仮にスカリーア裁判官らの立場を以上のように解することができるとしても、現在の最高裁における保守派の立場は、こうした立場とは一線を画するものとなっている。現在の最高裁の保守派の多くは、Smith 判決に批判的な見解を示しているからである。特にこの点が明確に表れることになったのが、2021 年の Fulton 判決である。同判決で最高裁は、性的指向によるサービス拒否を禁じた契約条項等を理由に、宗教上の信仰に基づき同性婚カップルを里親に認定しない意向を有していた団体に対し、同性婚カップルを里親に認定しない限り里親斡旋契約の更新をしないとした市の行為を全員一致で合衆国憲法第 1 修正に違反すると判断したが、その際、保守派の裁判官の多数が個別意見の中で前述の Smith 判決に懐疑的な見解を示し、特にトーマス裁判官、アリート裁判官、ゴーサッチ裁判官の 3 名は Smith 判決を今すぐ覆すべきと主張する結果同意意見に回った。その理由としてアリート裁判官結果同意意見が指摘したのは、テキストや原意との矛盾などといった方法論的なものであったが、その後には保守派裁判官における信教の自由論あるいは司法審査論の変容が潜んでいる可能性があるとの知見を得るに至った。

本研究の成果の一部については、すでに図書（共著）所収の論文や雑誌論文、学会・研究会発表で公表する機会を得た。未公表の内容については、今後できるだけ早い段階で研究論文等による公表を目指すことにしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 福島敏明	4. 巻 2020-2
2. 論文標題 Jay Wexler, Our Non-Christian Nation: How Atheists, Satanists, Pagans, and Others are Demanding Their Rightful Place in Public Life	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 259-266
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福島敏明	4. 巻 2021-1
2. 論文標題 Espinoza v. Montana Department of Revenue, 591 U.S. ___, 140 S. Ct. 2246 (2020)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 121-128
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福島敏明	4. 巻 2103
2. 論文標題 「緊急事態」と政府の統制	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 時の法令	6. 最初と最後の頁 51-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福島敏明	4. 巻 2020-1
2. 論文標題 American Legion v. American Humanist Association, 139 S. Ct. 2067 (2019)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 112-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福嶋敏明	4. 巻 773
2. 論文標題 トランプ大統領による入国禁止令と司法(5・完)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 3-12
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福嶋敏明	4. 巻 781
2. 論文標題 Trinity Lutheran Church of Columbia, Inc. v. Comer, 137 S. Ct. 2012 (2017) 判決 (2017年6月26日)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 59-64
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件(うち招待講演 2件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 福嶋敏明
2. 発表標題 303 Creative LLC v. Elenis, 143 S. Ct. 2298 (2023)
3. 学会等名 関西アメリカ公法学会2023年度研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 福嶋敏明
2. 発表標題 Kennedy v. Bremerton School District, 142 S. Ct. 2407 (2022)
3. 学会等名 アメリカ憲法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 福嶋敏明
2. 発表標題 Fulton v. City of Philadelphia, 141 S. Ct. 1868 (2021)
3. 学会等名 アメリカ憲法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 福嶋敏明
2. 発表標題 第一修正の「武器化」をめぐって
3. 学会等名 「ポピュリズム憲法学と立憲主義に関する総合的研究」研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 福嶋敏明
2. 発表標題 アメリカにおける憲法裁判の現在
3. 学会等名 憲法理論研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 福嶋敏明
2. 発表標題 アメリカの信教の自由をめぐる動向について
3. 学会等名 「ポピュリズム憲法学と立憲主義に関する総合的研究」研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 福嶋敏明
2. 発表標題 American Legion v. American Humanist Association, 139 S. Ct. 2067 (2019)
3. 学会等名 日米法学会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 小竹 聡、塚田 哲之	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 71
3. 書名 アメリカ憲法判例の展開と分析 2015-2018	

1. 著者名 愛敬 浩二、藤井 康博、高橋 雅人	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 20
3. 書名 水島朝穂先生古稀記念 自由と平和の構想力	

1. 著者名 憲法理論研究会編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 13
3. 書名 憲法の可能性 < 憲法理論叢書27 >	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------